大阪市告示第1536号

次の施設について、大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号）第４条第２項の規定に基づき、次のとおり臨時休館について承認したので、同条例第４条第３項の規定に基づき告示する。

令和８年11月18日

大阪市長　　横　山　英　幸

施設名	年　月　日
大阪市立東淀川区民会館	令和９年１月18日（月）

（東淀川区役所地域課）